

## 福島県教育委員会ウェブサイトへの広告募集要項

福島県教育委員会ウェブサイトへの広告掲載を希望される広告主を募集します。

### 1 広告掲載ページ

福島県教育委員会ウェブサイトトップページへの広告掲載

### 2 アクセス件数

トップページ 約2万4千件

(令和4年1月1日から令和5年12月31日までの月間平均)

※ このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。

### 3 広告枠・規格

募集枠数	8枠(トップページ下段向かって右側に縦列8枠)
形式	バナー又はテキスト広告
大きさ	縦72ピクセル×横248ピクセル
バナー広告	<ul style="list-style-type: none"><li>形式: GIF、JPEG、PNG (アニメ、透過不可)</li><li>容量: 制限なし</li><li>その他: 画像のスライス不可、動画不可</li></ul>
テキスト広告	<ul style="list-style-type: none"><li>1段目: 企業名 (MSゴシック太字青、全角14文字以内、12ピクセル)</li><li>2段目以降: 説明文 (MSゴシック黒、全角45文字以内、10ピクセル)</li><li>最下段: リンク先アドレス名 (MSゴシック緑、10ピクセル)</li><li>機種依存文字及び顔文字は不可</li><li>1ヶ月毎にテキストの内容を変更可能 (変更の際は1月前までの申込みを要します。)</li></ul>

### 4 広告掲載料

月額 10,000円/枠 (消費税及び地方消費税を含む。)

※ 掲載料の納入は、掲載期間分の一括払いとなります。

### 5 掲載期間

令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)まで

### 6 募集期間

令和5年2月1日(水)から令和5年2月28日(火)まで(申込書必着)

(募集期間内の土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付)

※ 郵送申込みの場合、配達記録郵便等をお勧めします。

※ 募集終了後、広告審査委員会にて審査を実施し、掲載の可否を決定します。

※ 空き枠がある場合の募集期間については、次のとおり。

5月掲載希望 3月 1日(水)から 3月31日(金)まで

6月掲載希望 4月 3日(月)から 4月28日(金)まで

7月掲載希望 5月 1日(月)から 5月31日(水)まで

8月掲載希望 6月 1日(木)から 6月30日(金)まで

9月掲載希望 7月 3日(月)から 7月31日(月)まで

10月掲載希望	8月	1日(火)	から	8月31日(木)	まで
11月掲載希望	9月	1日(金)	から	9月29日(金)	まで
12月掲載希望	10月	2日(月)	から	10月31日(火)	まで
1月掲載希望	11月	1日(水)	から	11月30日(木)	まで
2月掲載希望	12月	1日(金)	から	12月28日(木)	まで
3月掲載希望	1月	4日(木)	から	1月31日(水)	まで

## 7 申込方法

福島県教育委員会ウェブサイト広告事業実施要領第7条の規定に基づき、次の書類等を郵送又は持参願います。

- 【 提出書類 】
- (1) 様式第1号広告事業申込書（必要事項記載の上）
  - (2) 広告の図案、原稿案  
（保存媒体により提出。提出後の返却は行いません。）
  - (3) 応募者（法人等）の概要が分かる書類

## 8 申込先及びお問い合わせ先

〒960-8688 福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎3階）  
 福島県教育庁財務課施設財産室  
 電話 024-521-7791 FAX 024-521-7969  
 メールアドレス [k.shisetsuzaisan@pref.fukushima.lg.jp](mailto:k.shisetsuzaisan@pref.fukushima.lg.jp)

## 9 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

## 10 応募の無効

- (1) 応募資格のない者が応募したとき。
- (2) 申込書の金額、氏名若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい応募をしたとき。
- (3) その他応募に関する条件に違反したとき。

## 11 広告主の決定

福島県教育委員会ウェブサイト広告事業実施要領第8条の規定に基づき、応募の内容について審査した上で、広告主を決定します。

## 12 申込みから掲載までの流れ

- (1) 申込書及び関係書類の郵送又は持参（広告掲出希望者）
- (2) 受付・審査後、広告掲載（非掲載）の決定通知書及び納入通知書を送付（教育委員会）
- (3) 完全原稿（保存媒体）の入稿及び請書の提出（広告主）  
※ 出力見本を添付のこと。申込書に添付した広告案と異なること。
- (4) 納入通知書により広告掲載料を納入（広告主）
- (5) 広告を掲載（教育委員会）

## 13 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、福島県広告事業基本要綱、福島県広告掲載基準、福島県教

育委員会ウェブサイト広告事業実施要領を熟読の上、応募してください。

- (2) 応募等に要する費用は、応募者の負担とします。
- (3) 1 広告主で個別事業毎などの用途として2 枠以上の申込をする場合、審査の結果、御希望の枠数を決定出来ない場合がありますので、あらかじめ御了承願います。
- (4) 広告掲載を行うスペースには、【広告】の文字が入ります。
- (5) ネットワーク障害、停電等の問題で一時的にウェブサイトが表示できない場合がありますので、あらかじめ御了承願います。